

新規上場申請のための四半期報告書

(第21期第1四半期)

自 2020年4月1日
至 2020年6月30日

株式会社ペルセウスプロテオミクス

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期財務諸表	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	10
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年5月19日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社ペルセウスプロテオミクス
【英訳名】	Perseus Proteomics Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 横川 拓哉
【本店の所在の場所】	東京都目黒区駒場四丁目7番6号
【電話番号】	03-5738-1705(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 鈴川 信一
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区駒場四丁目7番6号
【電話番号】	03-5738-1705(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 鈴川 信一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第1四半期累計期間	第20期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	10,783	85,759
経常損失 (△) (千円)	△103,569	△834,362
四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△104,051	△841,731
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	799,970	799,970
発行済株式総数 (株)	6,146,400	6,146,400
純資産額 (千円)	381,838	485,889
総資産額 (千円)	434,418	547,889
1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△16.93	△136.95
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	87.9	88.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、無配のため、記載しておりません。
6. 第21期第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第20期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビュー及び監査を受けております。
7. 当社は、2019年12月10日開催の株主総会決議により、2019年12月11日付で発行可能株式総数を800,000株に変更の上、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期 (当期) 純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当第1四半期累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって急速な景気の悪化が見られましたが、経済活動の段階的な再開により、下げ止まりつつあります。一方で、国内外の感染症の動向や、金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視する必要があります。

このような状況下、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高は減少しましたが、一部改善の兆しも見られました。治験については、一時的な遅れが生じたものの、その後再開されております。

各領域における当第1四半期累計期間の事業活動の概況は次のとおりです。

① 創薬

当社の効率的な抗体取得プラットフォームを活用して、アンメット・メディカル・ニーズを満たすべく、主にがん領域で抗体開発を進めております。シーズ探索で得られた候補抗体のうち、多面的な検討から先ず選別された GPC3、CDH3、トランスフェリン受容体 (TfR) という3つの抗体の開発を進めているほか、これに続く多くの候補抗体が研究開発段階にあります。当社の主要パイプラインの開発状況は次のとおりです。

a. PPMX-T001

PPMX-T001 は、肝臓がんで高い発現率が見られる GPC3 を標的としています。2006 年に特許を受ける権利等を譲渡した中外製薬株式会社によって、肝臓がん等治療薬として「GC33」及び「ERY974」という2種類の異なった形態での薬剤開発が進められています。GC33 は、単剤では臨床薬理効果は示せませんでした。免疫療法薬のアテゾリズマブとの併用による第Ⅰ相試験では、患者での有効性が確認されたことが学会で発表されています。ERY974(抗 GPC3-抗 CD3)は、2つの標的に同時に結合することができるバイスペシフィック抗体で、2016 年に開始された第Ⅰ相試験が 2019 年 8 月に終了し、現在解析が進められています。

b. PPMX-T002

PPMX-T002 は細胞間接着因子と考えられている CDH3 を標的としています。2011 年に当社と実施許諾契約を締結した富士フイルム株式会社（以下富士フイルム）によって、放射性同位体 (RI) を標識した抗がん剤として開発が進められています。進行性固形がん患者に対して、富士フイルムが米国で行った第Ⅰ相試験の結果、PPMX-T002 の抗体が、投与された患者のがん組織に集積することが認められたほか、一部症例においては腫瘍の縮小が確認されました。現在は第Ⅰ相試験を拡大し、最大耐用量で症例数を増やして、日本の厚生労働省の定める第Ⅱ相試験相当が行われています。

さらに、本年 4 月には富士フイルム富山化学株式会社により、国内での第Ⅰ相試験も開始されております。

c. PPMX-T003

PPMX-T003 は、当社独自のスクリーニング技術である ICOS 法を用いて取得したユニークな完全ヒト抗体であり、TfR を標的としています。TfR は細胞内への鉄の取り込みに関与しており、がん細胞に多く発現します。当社の PPMX-T003 は、TfR に結合し、がん細胞内への鉄の取り込みを阻害することで、強力な抗腫瘍効果を発揮します。当社は、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) 研究開発成果最適展開支援プログラムの支援を受けて、サルを用いた非臨床毒性試験を完了した後、自社での対応に切り替え、血液がんの一種である真性多血症治療薬の開発を目指し、健常人での安全性を確認するため、2019 年 11 月に国内で第Ⅰ相試験を開始しております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的に治験が中断されましたが、その後再開され、順調に進捗しております。

また、真性多血症、急性骨髄性白血病、悪性リンパ腫等の血液がん治療薬としての作用機序を明確化するため、順天堂大学、名古屋大学、藤田医科大学、群馬大学と共同で臨床効果に関する創薬研究を推進しております。

d. PPMX-T004

PPMX-T004 は、PPMX-T002 と同じ CDH3 を標的としておりますが、薬物を標識した抗体薬物複合体 (ADC) をコンセプトとしています。ADC は抗体に標識した薬物を細胞内に取り込ませることで、対象とした細胞を特異的に殺傷することができるため、患者様自身の免疫機能の状態に関わらず高い臨床効果が期待できます。また、RI を使用していないため、使用する設備の制約も受けません。本抗体は 2015 年 9 月に富士フイルムに導出しておりますが、同社との契約により、開発状況は開示しておりません。

② 抗体研究支援

当第1四半期累計期間において、新たな抗体研究を受託しております。

③ 抗体・試薬販売

研究用抗体・試薬の販売は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて落ち込みましたが、改善の兆しが見えております。また、新型コロナウイルス感染症による肺炎の重症化予測診断薬としての活用も検討しております。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は10,783千円となりました。利益面では、研究開発費を押し上げる要因であった治験薬の製造が前年度で終了したことにより、販売費及び一般管理費が減少したため、営業損失は102,809千円、経常損失は103,569千円、四半期純損失は104,051千円となりました。経営成績の分析については、次のとおりです。

(売上高)

当第1四半期累計期間における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、10,783千円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により研究機関の研究活動が停滞したためと考えております。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は、抗体研究支援における研究受託の減少及び研究用抗体・試薬販売の減少により660千円となりました。この結果、当第1四半期累計期間の売上総利益は、10,122千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失、四半期純損失)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、112,932千円となりました。販売費及び一般管理費の減少の主な要因は、研究開発費を押し上げる要因であった治験薬の製造が前年度で終了したことであり、研究開発費は75,715千円となりました。

この結果、営業損失は、102,809千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当第1四半期累計期間の営業外収益は、83千円となりました。

当第1四半期累計期間の営業外費用は、844千円となりました。主なものは、為替差損494千円であります。

この結果、経常損失は、103,569千円となりました。

(特別利益、特別損失、当期純損失)

当第1四半期累計期間の特別利益及び特別損失の計上はありません。

これらの結果を受け、当第1四半期累計期間の四半期純損失は、104,051千円となりました。

なお、セグメントの業績については、当社の事業セグメントは医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ113,470千円減少し、434,418千円となりました。

これは、現金及び預金が88,541千円、未収消費税が23,173千円、売掛金が2,868千円減少したことが主因であります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ9,419千円減少し、52,579千円となりました。

これは主に未払法人税等が4,644千円、未払金が3,567千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ104,051千円減少し、381,838千円となりました。

これは四半期純損失を104,051千円計上したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りに記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、75,715千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の主な研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	主な契約内容
国立大学法人 宮崎大学	日本	共同研究契約書	2020年4月1日	2021年3月31日	血液がんの診断と治療に関する共同研究契約
国立大学法人 東海国立大学機構 (旧：国立大学法人 名古屋大学)	日本	共同研究契約書	2020年4月15日	2022年3月31日	抗体医薬品の開発に係る共同研究契約
学校法人 藤田学園	日本	共同研究契約書	2020年7月1日	2022年3月31日	造血器腫瘍におけるTfRの発現解析と薬効の評価に関する共同研究
国立大学法人 新潟大学	日本	共同研究契約書	2020年6月10日	2021年3月31日	BAD患者のPTX3測定及び評価に関する共同研究契約

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

(注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、新たな株式の種類としてA種優先株式及びB種優先株式を追加し、以下のとおり各種類の発行可能種類株式総数を規定しました。

普通株式 18,174,700株

A種優先株式 3,585,300株

B種優先株式 2,240,000株

2. 2021年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年3月10日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めが廃止され、発行可能株式総数は普通株式のみの24,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2020年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2021年5月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,146,400	8,386,400	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	6,146,400	8,386,400	—	—

(注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、発行済普通株式の一部3,585,300株をA種優先株式に変更しております。

2. 2020年11月10日及び2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式)の発行により、B種優先株式が2,240,000株増加し、発行済株式総数が8,386,400株に増加しております。

3. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。

5. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、単元株制度を廃止しましたが、2021年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づき2021年3月10日付で定款の一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	6,146,400	—	799,970	—	1,057,170

- (注) 1. 2020年6月29日開催の第20回定時株主総会の決議に基づき、2020年9月30日付で減資の効力が発生し、資本金と資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。この結果、資本金が699,970千円減少し、資本準備金が671,280千円減少しております。
2. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、発行済普通株式の一部3,585,300株をA種優先株式に変更しております。
3. 2020年11月10日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式、発行価格450円、資本組入額225円)の発行により、B種優先株式が1,910,800株増加し、資本金及び資本組入額は、それぞれ429,930千円増加しております。
4. 2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式、発行価格450円、資本組入額225円)の発行により、B種優先株式が329,200株増加し、資本金及び資本組入額は、それぞれ74,070千円増加しております。
5. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,146,300	61,463	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	6,146,400	—	—
総株主の議決権	—	61,463	—

- (注) 1. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、発行済普通株式の一部3,585,300株をA種優先株式に変更しております。
2. 2020年11月10日及び2020年11月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式(B種優先株式)の発行により、B種優先株式が2,240,000株増加し、発行済株式総数が8,386,400株に増加しております。
3. 2021年2月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年3月10日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式は、2021年3月10日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより、発行済株式総数は、普通株式8,386,400株となりました。

4. 2020年10月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月13日付で定款の一部変更を行い、単元株制度を廃止しましたが、2021年3月10日開催の臨時株主総会決議に基づき2021年3月10日付で定款の一部変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は、普通株式8,386,300株、単元未満株式の株式数は100株、発行済株式総数の株式数は、6,146,400株、総株主の議決権の議決権は、83,863個となっております。

②【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3 月 31 日)	当第 1 四半期会計期間 (2020年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	482,464	393,923
売掛金	9,834	6,965
製品	882	891
貯蔵品	1,598	1,404
前渡金	10,770	8,072
前払費用	4,773	8,999
未収消費税	27,497	4,324
その他	343	112
流動資産合計	538,165	424,694
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	9,724	9,724
固定資産合計	9,724	9,724
資産合計	547,889	434,418
負債の部		
流動負債		
未払金	46,664	43,097
未払費用	6,608	5,623
預り金	1,660	1,436
未払法人税等	7,066	2,422
流動負債合計	61,999	52,579
負債合計	61,999	52,579
純資産の部		
株主資本		
資本金	799,970	799,970
資本剰余金	1,057,170	1,057,170
利益剰余金	△1,371,250	△1,475,301
株主資本合計	485,889	381,838
純資産合計	485,889	381,838
負債純資産合計	547,889	434,418

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	10,783
売上原価	660
売上総利益	10,122
販売費及び一般管理費	
研究開発費	75,715
その他	37,217
販売費及び一般管理費合計	112,932
営業損失(△)	△102,809
営業外収益	
その他	83
営業外収益合計	83
営業外費用	
為替差損	494
支払手数料	349
営業外費用合計	844
経常損失(△)	△103,569
税引前四半期純損失(△)	△103,569
法人税、住民税及び事業税	481
法人税等合計	481
四半期純損失(△)	△104,051

【注記事項】

(追加情報)

当社は、2020年6月29日開催の第20回定時株主総会において、資本金、資本準備金の額の減少および剰余金処分に関する決議の承認を受け、2020年9月30日付でその効力が発生いたしました。

1. 資本金、資本準備金の額の減少及び剰余金処分の目的

当社は、2020年3月31日現在で1,371,250千円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損金を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び同第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、会社法第452条の規定に基づき、剰余金を処分したものであります。

2. 資本金、資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金、資本準備金の額

資本金の額799,970千円のうち、699,970千円を減少して100,000千円といたしました。

資本準備金の額1,057,170千円のうち、671,280千円を減少して385,889千円といたしました。

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 1,371,250千円

(3) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金、資本準備金の額を減少し、減少する資本金、資本準備金の額1,371,250千円を、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金、資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしました。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,371,250千円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,371,250千円

4. 資本金、資本準備金の額の減少及び剰余金処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年5月29日

(2) 定時株主総会決議日 2020年6月29日

(3) 債権者異議申述公告日 2020年8月20日

(4) 債権者異議申述最終期日 2020年9月25日

(5) 減資の効力発生日 2020年9月30日

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間

(自 2020年4月1日

至 2020年6月30日)

減価償却費

一千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

当社の事業セグメントは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△16円93銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△) (千円)	△104,051
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△104,051
普通株式の期中平均株式数(株)	6,146,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 当社取締役に対する有償ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、2020年10月13日開催の臨時株主総会と普通株式種類株主総会及び同日開催の取締役会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社取締役に対して新株予約権を割り当てることを決議いたしました。新株予約権の内容は以下のとおりであります。なお、2020年10月30日に新株予約権の発行時の払込は完了しております。

(1) 新株予約権の名称

第23回新株予約権

(2) 新株予約権の付与日

2020年10月14日

(3) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役2名

(4) 新株予約権の発行数

1,965個

(5) 新株予約権の発行時の払込金額

新株予約権の発行価格：1個につき880円

(6) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式196,500株、(新株予約権1個につき100株)

(7) 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき391円

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

発行価額：1株につき399.80円

資本組入額：1株につき199.90円

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額及び資本組入額の総額
発行価額の総額 : 78,560,700円
資本組入額の総額 : 39,280,350円
- (10) 新株予約権の行使期間
自 2020年10月14日 至 2030年10月13日

2. 当社取締役及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2020年10月13日開催の臨時株主総会と普通株式種類株主総会及び同日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を割り当てることを決議いたしました。新株予約権の内容は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の名称
第24回新株予約権
- (2) 新株予約権の付与日
2020年10月14日
- (3) 付与対象者の区分及び人数
当社取締役 3名
当社従業員 4名
- (4) 新株予約権の発行数
596個
- (5) 新株予約権の発行時の払込金額
金銭の払い込みを要しないものとする。
- (6) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式59,600株、(新株予約権 1個につき100株)
- (7) 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき391円
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 : 1株につき391円
資本組入額 : 1株につき195.50円
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額 : 23,303,600円
資本組入額の総額 : 11,651,800円
- (10) 新株予約権の行使期間
自 2022年10月14日 至 2030年10月13日

3. 種類株式の発行

2020年10月13日開催の臨時株主総会において、A種優先株式とB種優先株式を設定し、2018年3月30日に第三者割当増資を引き受けた株主所有の普通株式3,585,300株をA種優先株式3,585,300株に変更すること、及びB種優先株式2,240,000株を上限とし発行価額450円を下限とする新株式の発行を決議いたしました。さらに、会社法第200条第1項の規定に基づき、2020年10月22日及び2020年11月12日開催の取締役会において、第三者割当により新株式を発行することを決議いたしました。新株式の内容は以下のとおりであります。なお、募集の条件どおりに払込は完了しております。各種類株式の内容は以下のとおりであります。

- (1) A種優先株式
普通株式3,585,300株をA種優先株式に変更いたしました。残余財産の分配において、普通株式に優先しB種優先株式に劣後いたします。
- (2) B種優先株式
- | | |
|---------------|-------------------|
| ①発行する株式の種類及び数 | B種優先株式 1,910,800株 |
| ②発行価格 | 1株につき450円 |
| ③発行価格の総額 | 859,860千円 |

④資本組入額	1株につき225円	
⑤資本組入額の総額	429,930千円	
⑥募集又は割当方法	第三者割当の方法による。	
⑦払込期日	2020年11月10日	
⑧割当先及び割当株数	DBJキャピタル投資事業有限責任組合	444,400株
	SBI4&5投資事業有限責任組合	444,400株
	エムスリー株式会社	444,400株
	イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	222,200株
	アクシル・ライフサイエンス&ヘルスケアファンド	
	1号投資事業有限責任組合	222,200株
	GA3号投資組合	66,600株
	GA4号投資組合	66,600株

⑨資金の使途 研究開発資金及び事業運営経費に充当いたします。

(3) B種優先株式

①発行する株式の種類及び数	B種優先株式	329,200株
②発行価格	1株につき450円	
③発行価格の総額	148,140千円	
④資本組入額	1株につき225円	
⑤資本組入額の総額	74,070千円	
⑥募集又は割当方法	第三者割当の方法による。	
⑦払込期日	2020年11月30日	
⑧割当先及び割当株数	Newton Biocapital I Pricaf privée SA	329,200株
⑨資金の使途	研究開発資金及び事業運営経費に充当いたします。	

4. 自己新株予約権の消却

2020年10月22日開催の取締役会において、第22回新株予約権における自己新株予約権1,350個（新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個につき30株）を2020年10月30日に消却することを決議いたしました。

5. 当社取締役に対する有償ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、2020年12月17日開催の臨時株主総会と普通株式種類株主総会及び同日開催の取締役会において会社法第236条及び第238条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社取締役に対して新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

- (1) 新株予約権の名称
第25回新株予約権
- (2) 新株予約権の付与日
2020年12月18日
- (3) 付与対象者の区分及び人数
当社取締役4名
- (4) 新株予約権の発行数
1,490個
- (5) 新株予約権の発行時の払込金額
新株予約権の発行価格：1個につき880円
- (6) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式149,000株、(新株予約権1個につき、100株)
- (7) 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき391円

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 : 1株につき399.80円
資本組入額 : 1株につき199.90円
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額及び資本組入額の総額
発行価額の総額 : 59,570,200円
資本組入額の総額 : 29,785,100円
- (10) 新株予約権の行使期間
自 2020年12月18日 至 2030年12月17日

6. 当社取締役及び従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、2020年12月17日開催の臨時株主総会と普通株式種類株主総会及び同日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

- (1) 新株予約権の名称
第26回新株予約権
- (2) 新株予約権の付与日
2020年12月18日
- (3) 付与対象者の区分及び人数
当社取締役3名
当社従業員18名
- (4) 新株予約権の発行数
750個
- (5) 新株予約権の発行時の払込金額
金銭の払い込みを要しないものとする。
- (6) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式75,000株、(新株予約権1個につき、100株)
- (7) 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき391円
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 : 1株につき391円
資本組入額 : 1株につき195.50円
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額及び資本組入額の総額
発行価額の総額 : 29,325,000円
資本組入額の総額 : 14,662,500円
- (10) 新株予約権の行使期間
自 2022年12月18日 至 2030年12月17日

7. 優先株式と普通株式の交換及び自己株式(優先株式)の消却

2021年3月10日付で、A種優先株式、B種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式の全てについて、2021年3月10日付で消却しております。なお、当社は、2021年3月10日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

- (1) 取得株式数
A種優先株式 3,585,300株
B種優先株式 2,240,000株
- (2) 交換により交付した株式数
普通株式 5,825,300株

(3) 交付後の発行済株式総数

普通株式	8,386,400 株
------	-------------

8. 単元株制度

2020 年 10 月 13 日開催の臨時株主総会決議により、同日付で単元株制度を廃止いたしましたが、2021 年 3 月 10 日開催の臨時株主総会決議により、2021 年 3 月 10 日付で 1 単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。単元株式数(売買単位)を 100 株に統一する事を目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 5 月12日

株式会社ペルセウスプロテオミクス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

西野 聡人 

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

石井 伸幸 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペルセウスプロテオミクスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペルセウスプロテオミクスの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上